（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令の一部改正）

第三条　中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律施行令（平成八年政令第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第二十四号を次のように改める。

二十四　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）第四条第二項（同令第五条第二項、第九条、第十一条第二項及び第十二条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条及び第十五条の三第二項の規定の適用については、支援給付を必要とする状態にある者を要保護者と、支援給付を受けている者を被保護者とみなす。

（特別会計に関する法律施行令の一部改正）

第四条　特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号ロ中「の交付」の下に「並びに子育てのための施設等利用給付交付金（同法第六十八条第二項の規定による交付金をいい、同法第六十六条の二の規定により国庫が支弁する費用を含む。）の交付」を加え、同号ハ中「第六十八条第二項」を「第六十八条第三項」に改める。

附則第十四条の四中「に」とあるのは「、」を「並びに」とあるのは「交付、」と、「交付に」とあるのは「」に改める。

（国家戦略特別区域法施行令の一部改正）

第五条　国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表第二項の項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「除く」の下に「。以下この項において同じ」を加え、同条第二項及び第三項を次のように改める。

2　法第十二条の四第一項の場合における特定満三歳以上保育認定地域型保育（同条第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育をいう。）に係る子ども・子育て支援法施行令第九条の規定の適用については、同条中「第四条第二項の」とあるのは「第四条の」と、「第四条第二項中」とあるのは「第四条第一項中「次に」とあるのは「第二号に」と、同条第二項中「満三歳未満保育認定子ども（法第十三条第四項に規定する満三歳未満保育認定子どもをいい、特定満三歳以上保育認定子どもを含む。以下同じ。）」とあるのは「特定満三歳以上保育認定子ども」と、「と、「特定地域型保育（法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育」とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育（国家戦略特別区域法第十二条の四第四項の規定により読み替えて適用する子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定満三歳以上保育認定地域型保育」と、「特定地域型保育の」とあるのは「特定満三歳以上保育認定地域型保育の」とする。

3　前項に規定するもののほか、法第十二条の四第一項の場合における子ども・子育て支援法施行令の規定の適用については、同令第十三条第一項中「第九条」とあるのは「第九条（国家戦略特別区域法施行令（平成二十六年政令第九十九号。以下「特区法施行令」という。）第五条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第二号ハにおいて同じ。）」と、同令第十四条中「前条第一項」とあるのは「前条第一項（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第二十三条第二号において同じ。）」と、同令第二十二条第二号イ中「第十四条」とあるのは「第十四条（特区法施行令第五条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）」とする。

第二十七条の表中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に、「平成三十二年四月一日」を「令和二年四月一日」に、「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十三年四月一日」を「令和三年四月一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十四年四月一日」を「令和四年四月一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十五年四月一日」を「令和五年四月一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第十五号中「第十六条」の下に「（同法第三十条の三において準用する場合を含む。）」を加える。

（総務省組織令の一部改正）

第七条　総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

附則第三条第三項の表中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に、「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「平成三十五年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に、「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に、「平成三十七年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改める。

附則第四条に次の一項を加える。

2　自治財政局は、第八条各号及び前項各号に掲げる事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、子ども・子育て支援臨時交付金に関する事務をつかさどる。

附則第八条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第十四条中「附則第四条各号」を「附則第四条第一項各号」に改め、同条に次の一項を加える。

2　自治財政局交付税課は、第五十八条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、令和二年三月三十一日までの間、附則第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

附則第十五条第三項及び第二十二条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則第二十三条第二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

第二章　経過措置

第八条　令和元年九月三十日までの間における子ども・子育て支援法施行令第四条第一項第二号及び第四号並びに第二項第二号及び第七号、第六条第一項第二号及び第四号、第九条第一項第二号及び第七号、第十一条第一項第二号及び第四号、第十二条第一項第二号及び第七号並びに第十三条第一項第二号及び第四号並びに第二項第二号及び第七号の規定の適用については、同令第四条第一項第二号中「八月」とあるのは「八月（子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第七号）附則第二条に規定する行為及び子どものための教育・保育給付の円滑な実施を確保するために特に必要があると市町村（特別区を含む。以下同じ。）が認める場合にあっては、九月。以下同じ。）」と、同項第四号中「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」とあるのは「市町村」とする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和元年十月一日から施行する。ただし、第五条中国家戦略特別区域法施行令第二十七条の表の改正規定、第七条中総務省組織令附則第三条第三項の表の改正規定、同令附則第八条の改正規定、同令附則第十五条第三項及び第二十二条の改正規定並びに同令附則第二十三条第二項の改正規定、第八条並びに附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴う経過措置）

2　この政令の施行前に行われた子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による改正前の子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号。以下この項において「旧法」という。）第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、旧法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、旧法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育、旧法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育、同項第三号に規定する特定利用地域型保育及び同項第四号に規定する特例保育については、第一条の規定による改正後の子ども・子育て支援法施行令第四条から第六条まで及び第九条から第十四条まで並びに附則第十二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（総務省組織令の一部を改正する政令の一部改正）

3　総務省組織令の一部を改正する政令（平成三十一年政令第八十号）の一部を次のように改正する。

附則第一項ただし書中「同年七月一日」を「令和元年七月一日」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　根本　匠